

with HOME 訪問設置サポート利用規約新旧対照表

変更した条文のみ記載しています。下線部分が変更箇所になります。

2022年4月1日改版（改定前）	2024年12月19日改版（改定後）
<p>第12条（延滞利息） 本工事料（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。<u>但し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。</u></p>	<p>第12条（延滞利息） 本工事料（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。<u>但し、支払いの日が2025年2月13日以前で、支払期日の翌日から起算して10日以内の場合はこの限りではありません。</u></p> <p><u>附則</u> <u>（新設）</u> <u>本改正規約は2024年12月19日より適用します。</u></p>